

滑川市と日医工株式会社との包括連携に関する協定書

滑川市（以下「甲」という。）と日医工株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、滑川市民の健康づくり、防災・災害対策、スポーツ振興その他の住民福祉の向上及び地域の活性化を目指すことを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項（次条において「連携事項」という。）について連携協力する。

- (1) 市民の健康づくりに関すること
- (2) 防災・災害対策に関すること
- (3) スポーツ振興に関すること
- (4) 教育に関すること
- (5) 環境に関すること
- (6) 観光に関すること
- (7) ボランティアに関すること
- (8) その他住民福祉の向上及び地域の活性化に関すること

（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める連携事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的取組の内容及びその実施の方法は、連携事項ごとに甲乙協議の上、別途取り決めるものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から書面による有効期間の変更又は本協定の解約の申し出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定の締結及びその実施により知り得た相手方の機密情報を、事前の相手方の書面による同意なく第三者に開示し、又は漏らしてはならない。
2 前項の規定は、本協定が理由の如何を問わず終了した後もその効力を有するものとする。

（疑義等の決定）

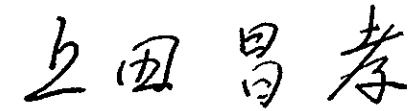
第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年8月23日

甲 富山県滑川市寺家町104番地

滑川市長



乙 富山県富山市総曲輪一丁目6番21

日医工株式会社

代表取締役社長

